

○京都府自治会館管理組合職員定数条例

(平成 8 年 3 月 18 日 条例第 11 号)

改正 平成 19 年 3 月 27 日 条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 172 条第 3 項の規定に基づき、職員の定数を定めることを目的とする。

(職員の定数)

第 2 条 職員の定数は、7 人とする。

(平 19 条例 2 ・全改)

第 3 条 前条の職員は、他の職を兼ねさせることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 27 日 条例第 2 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。